四　前項第四号に掲げる事由に該当する場合（同項第五号に掲げる事由に該当する場合を除く。）　イに掲げる金額及び連結離脱調整額（各連結子法人のロに掲げる金額（当該金額にイに掲げる金額の計算の基礎とされた金額がある場合には、当該金額を除く。）を合計した金額をいう。）の合計額を三で除して計算した金額

イ　第二号イに掲げる金額、合併等調整額及び連結開始等調整額の合計額

ロ　法人税法第四条の五第一項又は第二項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された前項第四号の連結子法人ごとの基準日から判定対象年度開始の日の前日までの間に終了したその承認を取り消された日の前日を含む事業年度（判定連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日前に終了した事業年度を除く。）の所得の金額（当該所得に対する法人税の額につき同法第八十条の規定の適用があつた場合には、同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額）

五　前項第五号に掲げる事由に該当する場合　零

14　前二項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定合併等　合併、分割、現物出資、事業の譲受け又は特別の法律に基づく承継（以下この号及び第六号において「合併等」という。）で、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　法人を設立する合併等で事業を移転するもののうち、基準日から判定対象年度開始の日までの間に行われたもの

ロ　合併法人等との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係がある法人を被合併法人等とする合併等で事業を移転するもののうち、基準日から判定対象年度開始の日の前日までの間に行われたもの

ハ　次に掲げる合併等で、基準日から判定対象年度終了の日までの間に行われたもの

(1)　法人が合併等の直前において事業を行つていない場合（清算中の場合を含む。）において、当該合併等の日以後に事業を開始した又は開始することが見込まれているとき（清算中の当該法人が継続した又は継続することが見込まれているときを含む。）の当該合併等

(2)　判定連結親法人及び各連結子法人等の全てが合併等の直前において行う事業（以下この項及び第十六項において「旧事業」という。）の全部を当該合併等の日以後に廃止した又は廃止することが見込まれている場合において、判定連結親法人又は連結子法人等のいずれかが判定連結親法人及び各連結子法人等の全ての当該旧事業の当該合併等の直前における事業規模の合計額のおおむね五倍を超える資金の借入れ又は出資による金銭その他の資産の受入れ（合併又は分割による資産の受入れを含むものとし、判定連結親法人又は連結子法人等のいずれかから受けるものを除く。⑵及び第十六項において「資金借入れ等」という。）を行つた又は行うことが見込まれているときの当該合併等（判定連結親法人又は連結子法人等を合併法人等とする合併等でその承認前判定期間内に行われたもののうち、判定連結親法人又は連結子法人等が旧事業の全てを当該合併等の日以後に廃止した又は廃止することが見込まれている場合において、当該旧事業の当該合併等の直前における事業規模のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行つた又は行うことが見込まれているときの当該合併等を含む。）

(3)　判定連結親法人又は連結子法人等の合併等の直前の法人税法第二条第十五号に規定する役員（社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で判定連結親法人若しくは連結子法人等の経営に従事している者に限る。）の全てが退任（業務を執行しないものとなることを含む。）をし、かつ、当該合併等の直前において判定連結親法人又は連結子法人等の業務に従事する使用人（⑶において「旧使用人」という。）の総数のおおむね百分の二十以上に相当する数の者が判定連結親法人又は連結子法人等の使用人でなくなつた場合（判定連結親法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人（⑶において「他の連結法人」という。）の業務に従事することに伴つて、判定連結親法人又は連結子法人等の使用人でなくなつた場合を除く。）において、判定連結親法人又は連結子法人等の非従事事業（旧使用人（他の連結法人を被合併法人、適格分割又は適格現物出資に伴い引継ぎを受けた使用人を含む。）が当該合併等の日以後その業務に実質的に従事しない事業をいう。⑶において同じ。）の事業規模が旧事業の当該合併等の直前における事業規模のおおむね五倍を超えることとなつた又は超えることが見込まれているとき（当該非従事事業の事業規模がその事業規模算定期間の直前の事業規模算定期間における非従事事業の事業規模のおおむね五倍を超えないときを除く。）の当該合併等

二　合併法人等　合併法人、分割承継法人、被現物出資法人、譲受け法人（事業の譲受けをした法人をいう。次号において同じ。）又は承継法人をいう。

三　被合併法人等　被合併法人、分割法人、現物出資法人、移転法人（譲受け法人に対して事業の移転をした法人をいう。）又は被承継法人をいい、法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。

四　対象特定合併等　次に定めるところにより特定合併等に係る被合併法人等の連結事業年度（当該被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）を当該特定合併等に係る合併法人等の連結事業年度とみなしたならば判定連結親法人又は連結子法人等の連結事業年度とみなされることとなる連結事業年度（当該被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）を有する各被合併法人等のそのみなされることとなる基因となつた特定合併等をいう。

イ　特定合併等が行われた場合には、当該特定合併等に係る被合併法人等の当該特定合併等の日（合併にあつては、合併の日の前日。以下この号において同じ。）以前に開始した各連結事業年度（当該特定合併等の日以前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）を当該特定合併等に係る合併法人等の連結事業年度とみなす。

ロ　イ又はハの合併法人等を被合併法人等とする特定合併等が行われた場合には、当該特定合併等に係る被合併法人等の当該特定合併等の日以前に開始した各連結事業年度（当該特定合併等の日以前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）を当該特定合併等に係る合併法人等の連結事業年度とみなす。

ハ　ロの合併法人等を被合併法人等とする特定合併等が行われた場合には、当該特定合併等に係る被合併法人等の当該特定合併等の日以前に開始した各連結事業年度（当該特定合併等の日以前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）を当該特定合併等に係る合併法人等の連結事業年度とみなす。

五　事業規模　次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める金額（当該事業が二以上ある場合には、それぞれの事業の区分に応じ次に定める金額の合計額）をいう。

イ　資産の譲渡を主な内容とする事業　当該事業の事業規模算定期間における当該資産の譲渡による売上金額その他の収益の額の合計額（次号に規定する合併等直前連結事業年度等（以下この号において「合併等直前連結事業年度等」という。）又は次号に規定する合併等以後連結事業年度等（以下この号において「合併等以後連結事業年度等」という。）が一年に満たない場合には、当該合計額を当該合併等直前連結事業年度等又は合併等以後連結事業年度等の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）

ロ　資産の貸付けを主な内容とする事業　当該事業の事業規模算定期間における当該資産の貸付けによる収入金額その他の収益の額の合計額（合併等直前連結事業年度等又は合併等以後連結事業年度等が一年に満たない場合には、当該合計額を当該合併等直前連結事業年度等又は合併等以後連結事業年度等の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）

ハ　役務の提供を主な内容とする事業　当該事業の事業規模算定期間における当該役務の提供による収入金額その他の収益の額の合計額（合併等直前連結事業年度等又は合併等以後連結事業年度等が一年に満たない場合には、当該合計額を当該合併等直前連結事業年度等又は合併等以後連結事業年度等の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）